

会議の名称	令和6年度第2回門真市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和7年2月20日(木)午前10時から11時30分まで
開催場所	門真市役所本館2階 大会議室
出席者	【出席】(出席人数 8人/全9人中) 会長 水谷 聡 副会長 島田 洋子 委員 内海 秀樹 委員 西口 眞弓 委員 合田 征一郎 委員 有馬 直人 委員 辰巳 秀司 委員 三ツ川 浩一 【欠席】 委員 長谷川 忠秋 【事務局】 環境水道部:廣田部長、西岡次長、長谷川総括参事、 宮井参事 環境政策課:森井課長、上野課長補佐、黒田主任、宍戸主任 クリーンセンター業務課:山本課長、岡本課長補佐、本田課長補佐 クリーンセンター施設課:楠本課長補佐、西田課長補佐
議題 (内容)	1 令和6年度第1回審議会における検討内容と意見等の整理 2 門真市一般廃棄物処理基本計画(素案)に係るパブリックコメントの結果について 3 門真市一般廃棄物処理基本計画(案)について 4 門真市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて (答申) (案) 5 答申
傍聴数	0人
担当部署 (事務局)	(担当課名)環境水道部環境政策課 (電話)06-6902-6490(直通)

司会	定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第2回「門真市廃棄物減量等推進審議会」を開催させていただきます。 委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。 本日の司会を務めさせていただきます、環境水道部環境政策課の黒田でございます。 よろしくお願いいたします。 失礼ながら、着座にて進行させていただきます。 さて、本日は、委員9名中8名がご出席されておりますので、門真市廃棄物減量等推進審議会規則第5条第2項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 なお、本審議会の公開・非公開につきましては、初回の審議会におきまして公開することが決定しております。 また、議事録作成のために、会議の内容を録音させていただきますことをご了承ください。 ご発言をいただく場合でございますが、お手元のマイクのボタンを押してから、ご発言くださいますようお願いいたします。 次に、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いいたします。 1点目、「議事次第」でございます。 2点目、「門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」でございます。 3点目、資料1「令和6年度第1回審議会における検討内容
-----------	---

	と意見等の整理」でございます。 4 点目、資料 2 「門真市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係るパブリックコメント結果」でございます。 5 点目、資料 3 「門真市一般廃棄物処理基本計画（案）」でございます。 6 点目、資料 4 「門真市一般廃棄物処理基本計画（概要版）（案）」でございます。 7 点目、資料 5 「門真市一般廃棄物処理基本計画 前回審議会からの主な変更箇所」でございます。 8 点目、資料 6 「門真市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて（答申）（案）」でございます。 9 点目、参考資料 1 「門真市廃棄物減量等推進審議会規則」でございます。 10 点目、参考資料 2 「門真市廃棄物減量等推進審議会 会議公開要領」と 11 点目、参考資料 3 「会議傍聴要領」でございます。 12 点目、参考資料 4 として、会議用に令和 2 年 3 月に策定しました「門真市一般廃棄物処理基本計画」をご用意させていただいております。 以上の 12 種類でございますが、お手元がない資料がございましたら、事務局までお知らせ願います。 なお、参考資料 4 の「門真市一般廃棄物処理基本計画」については、会議終了後、机の上に置いたままご退席いただきますようよろしくお願いいたします。 それでは、議事次第に従い、進行させていただきます。 まず、事務局を代表しまして、環境水道部長の廣田からご挨拶
--	--

部長	拶を申し上げます。 環境水道部長の廣田でございます。 門真市廃棄物減量等推進審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆さまにおかれましては、平素より本市廃棄物行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 また、本日は、何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日は、今回ご審議をお願いしております「門真市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しについて、最終的なご審議をいただいたのち、市長へ答申をいただく予定となっております。 皆様からいただきましたご意見は、今後の廃棄物行政に反映させていきたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
司会	それでは、以後の進行を水谷会長にお願いしたいと存じます。 水谷会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、次第に沿って進行させていただきます。 議事（１）「令和６年度第１回審議会における検討内容と意見等の整理」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局	それでは、令和6年度第1回審議会における検討内容と意見等の整理についてご説明させていただきます。 【資料1】をご覧ください。 こちらの表は、昨年11月8日に開催させていただきました令和6年度第1回審議会における整理としまして、表の左側に審議会委員の皆様からいただいた主なご意見を、右側に本市の対応等について整理した資料となります。 まず初めに、1. 令和5年度第2回審議会における検討内容と意見等の整理についてご説明いたします。 「この資料は、一般市民に閲覧していただくような形になるのか。また「本市の対応等」欄を市民が確認することはできるのか。」とのご意見について、「資料は公開しておりませんが、審議会の議事録は公開しておりますので、ご確認いただけます。資料の「本市の対応等」欄は、審議会の中で出されたご意見に対して事務局が回答した内容を要約して記載しています。」と回答しております。 次に、2. 一般廃棄物処理基本計画の中間見直し（案）について順にご説明いたします。 「一般廃棄物処理基本計画概要版と資料4は市民の目に触れる形になるのか。」とのご意見について、「概要版及び本編につきましては公表いたしますが、資料4は公表する予定はありません。」と回答しております。 「門真市の人口が減少傾向にあるとの説明があったが、過日、門真市が消滅可能性自治体に該当との報道もあり、一般の方が計画を見たときに危機感を覚えるのではないか。」とのご意見について、「門真市の人口推計は、上位計画である第6次
-----	---

	総合計画の見直しによる推計値を用いています。人口は減少傾向にありますが、現計画策定時よりも 3,000 人程度、将来人口は増加しており、人口の減少傾向は穏やかになっています。」と回答しております。 「事業系のごみが多いのは、法人に対して分別指導が今までなされてこなかったことが反映されていると思う。今後取り組んでいくことは、減量計画において非常に有効になってくると思う。」とのご意見について「ご指摘の通りかと思います。今回の計画見直しの中では、注力して取り組むことを記載しています。」と回答しております。 「ごみ処理手数料の見直しについて、門真市が大阪広域環境施設組合に参画されていく中で、現状のままであれば令和 8、10 年度にごみ処理手数料の値上げをしなければいけないが、大阪広域環境施設組合に入ったら不要のように見えてしまう可能性がある。」、「また、大阪広域環境施設組合の構成市は、10 kg 当たり 90 円なのに、門真市が参加した際に 120 円、150 円という金額だとおかしいという意見も出てくる。」、「廃棄物処理は市町村の固有事務なので、処理手数料は各市が自由に設定して良いと説明することはできる。」とのご意見について「ごみ処理広域化を行えば、ごみ処理手数料を値上げしなくても良いように見えるとのご指摘ですが、大阪広域環境施設組合との広域化は検討段階であり、加入条件も未定です。組合加入とは別に、中間処理費用の半額程度をご負担いただくことが適当と考えています。」と回答しております。 「ごみ処理手数料が 2 年間で 30 円ずつ上がるのは、法人にとって結構な支出になってしまう。」、「値上げは 2 段階ではな
--	--

	く、もっと段階的かつ多年度で設定する方が良いのではない か。」「以前の値上げ時も法人にご理解をいただくのが大変だ った。」とのご意見について、「排出事業者の皆様には大変な負 担を強いることになりますが、ごみ処理手数料を改定した平成 27 年から年数が経っており、物価も高騰しているため、中間 処理費用の半分程度をご負担いただくことが妥当と考えていま す。毎年値上げというわけにもいきませんし、長い期間をかけ て手数料を上げていくと、タイミングが遅れてしまうので、こ の程度の期間が妥当ではないかと思っています。」 「ごみ処理手数料は取って然るべきであり、費用負担は法人 のみならず市民もしていかなければいけないところであるが、 ごみ処理広域化した時に、向こうは 90 円、こっちは 150 円か という話にならないように、きちんと記載しておく方が良 い。」とのご意見について、「ごみ処理広域化した際に、ごみ 処理手数料に差があることで、問題があるとの指摘を受ける可 能性があるとのこと心配ですが、当方も実際にかかっている費用 以上にご負担いただくつもりはないので、ご懸念はないかと思 っています。」と回答しております。 「市町村の庁舎から出たごみも事業活動に伴って生じたごみ に該当するので、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類な どは産業廃棄物に該当する。市民から門真市は産業廃棄物処理 業者と契約をして、きちんとマニフェストを出して処分をして いるのかと聞かれると答えに窮すると思うので、考慮しておか れた方がよい。」とのご意見について、「門真市役所が率先して 適正処理すべきというご指摘かと思いますが、おっしゃる通り だと思います。ただちにはできませんが、次年度からはごみの
--	--

	分別をきちんとやろうという話を進めているところです。ただし、公共施設の解体時に出る廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分するよう変更しており、一部ではありますが適正化が進んでいる部分もあります。」と回答しております。 「弁当がら等をきちんと分別するのは本当に難しいと思うが、産業廃棄物であるという大阪府の方針も変わらないと思うので対応していかざるを得ないと思う。」とのご意見について、「拝承」と回答しております。 なお、以下拝承については、省略させていただきます。 「大阪広域環境施設組合に加入する際に、組合側にメリットがないという話に少し違和感があつたが、中間処理施設を持たなくても良くなることの代替と考えると当然とも思う。」 「事業系ごみの減量化や分別について、事業者に対して、どういう形で周知徹底されるのか。また、時期的にはいつからやっていくのか。」とのご意見について、「本計画の中で事業系ごみの減量化や分別の取組みを方針として記載する予定ですので、次年度以降は、弁当がら等の廃プラスチック類も、門真市として産業廃棄物であると定義づけたことになります。各事業所には、産業廃棄物として処理していただくことをお知らせするためのパンフレット等を作成して、周知していこうと考えています。また、排出事業者への立ち入り検査についても順次行うつもりです。」と回答しております。 「災害廃棄物に関して、南海トラフ級の地震が来れば、津波により湾岸部の焼却場が被災することになるが、災害廃棄物の焼却方法や一時保管について、検討するべきではないか。」とのご意見について、「今回、災害廃棄物の推計を見直しまし
--	--

た。南海トラフ巨大地震が発生した場合の災害廃棄物発生量は30万3,710トンという膨大なごみ量で、これをどう処理していくのかは、大阪だけで考えても仕方がないようなレベルになっています。おそらくは、海上に仮設焼却炉を設置して処理することになります。現状の一般廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で処理できるようなごみ量ではなく、日常で出てくるごみに合わせてこれだけの余力を持つのはナンセンスですから、新たに仮設焼却炉を設置するのが妥当なところかと思います。」と回答しております。

「門真市では、どこに一時保管するのか、南海トラフが来ると門真市だけの問題ではなくなるということを理解しつつも、何か対策を考えておく方が良いと思う。」とのご意見について、「一時保管場所をどうするのかも大変重要な問題だと思います。一時保管場所をどこにするかは考えておりますが、デリケートな問題でもあり、なかなか難しい。万一、そのような巨大地震が発生した場合には、国を挙げて対応していただかないと、一市町村で対応できるレベルではありません。」と回答しております。

「概要版には、将来推計の話として産業系の背景が記載されていないが、記載した方が良いのではないか。」

次に、3 答申（素案）について順にご説明いたします。

「答申はあくまでも市長に対して審議会が出す答えであり、この答申が施策とイコールではないと理解している。」「諸物価が高騰している中で、門真市として、値上げもやむを得ないかと思う。」「しかし、わずか2年間で、30円ずつ上がっていくことにご理解を得るのは、厳しい状況になると思う。ま

	た、値上げするときには、前段階から周知徹底を進めて欲しい。」「排出事業者と値段交渉をするのは、許可業者であり、ご理解を得られにくい場面では許可業者が持ち出しする場面も出てくるので、バックアップを取っていただく必要はあると思う。」「このような値上げをするのは2回目で、前回も周知期間がかなり短かったため、法人がかなりお怒りだった。」「値上げの最初の1年間は、我々許可業者が持ち出ししている場面があったので、その辺りはよくよくご考慮いただきたい。」「産業廃棄物の処理について、行政が手本を示すべきだと思う。早急に取り組みをしていただくということを前提に、このような答申になっても良いと思う。」とのご意見について、「答申内容と施策がイコールではない点はそのとおりです。答申いただいたものをベースに当方で施策を検討します。手数料を見直しする際には、手数料条例の改正手続きが必要ですので、議会でご議論をいただいて結論を得ることになりますが、答申をいただいていることも非常に重要であると思います。令和8年度からの手数料見直しは、令和7年度を周知期間として考えての案です。」と回答しております。 「過去に11月か12月頃に決めて、来年4月から値上げをしますということがありました。」 「周知期間を長く設け、値上げする理由を広報やHP等を通じて周知を図っていただきたい。」 「家庭ごみの有料化は、今回見送るということですが、ごみの排出抑制という部分では、非常に効果があると思う。」 「事業系ごみに関しては、受益者負担の原則という部分で、廃棄物を出した方に処理費用が転嫁されることを明確にしてい
--	---

	かないといけない。」 「プラスチック製品資源循環促進法は、プラスチック資源循環促進法の誤記である。」 「粗大ごみ持ち込みの部分で、粗大ごみに処理券を導入していることとの整合性とは、集めている粗大ごみと持ち込んでいる粗大ごみで費用がかなり違うところを調整したいということか。」とのご意見について「そのとおりです。本市では年間1万6千件程度の持ち込みがあり、他都市と比べて非常に多い。中には無許可業者が周辺自治体のごみを持ち込みしている事例もあると思います。容易にごみを捨てられることが、ごみ量が多い原因の一つになっている可能性があり、そのような持ち込みごみを減らしたいと考えています。」と回答しております。 「また、答申素案では「同程度の処理手数料とするよう見直しを行う」とのことですが、必ずしも手数料だけではなく、制度等も含めてという意味か。」とのご意見について「シールを貼ってもらう制度とするか、同程度の処理手数料とするかを含めて検討しているので、そのように修正します。」と回答しております。 「持ち込みごみで、特に事業系を意識した答申になっている。市民には直接関係ないと思う方もいると思うが、事業活動を通じて、料金が上がるなどの影響が当然出てくる。資料4が公表されないので、他市と比べて事業系ごみ量が多いことなどが、市民に伝わりにくい。現状を伝えることや検討した内容は記載する方が良い。」とのご意見について、「記載するように検討します。」と回答しております。 「答申の2番目が3つの段落にわかれているが、最初の段落
--	---

	の「中間処理に要している費用の半額程度」は、２段落目の「120 円、150 円」に繋がってくるので、２段落目は上の段にそのまま繋げた方が良い。」 「一般市民が粗大ごみを捨てる場合、電話で時間と日にちを予約して、重量を測って、受付して、捨てて、また測って、免許証を見せて、お金を払うが、不適切な方は、免許証などを見せないのか。何回も来ておかしいというのは判っているのか。」とのご意見について、「不適切な方とは、事業として他都市ごみを引き取り、門真市で出たごみとして搬入することを想定しています。 記録として残っていますが、家庭から出たごみとして搬入されているので、それ以上の追求は、まだしていない。担当課としても課題だと思っています。」と回答しております。 「答申素案に対していくつか質問や意見が出たが、大枠として素案の方向を承認する方向で進める。まとめとしては次のとおり。」 「値上げは、事業者にとって大きな話であり、事業者の理解を得なくていけないということを踏まえて、周知期間や周知方法に配慮すること。」 「事業者としての門真市としても、自ら率先してごみの分別、産業廃棄物の適正処理などを行う姿勢を見せていくこと。」 「ごみ処理手数料の上げ方や上げ幅など、色々と難しいが、今の処理費用の半分程度は妥当なところということで、手数料を上げていくことを答申の方針とする。」 「手数料は一気に上げるのではなく、段階的に上げることで
--	--

	了承をいただく。」 「家庭系ごみの有料化はすぐには行わない。」 「手数料を上げることや、弁当がら等の事業系プラスチックを産業廃棄物として今後きちっと扱っていくようなことも、かなり大きな話。事業者を理解していただけるようデータの提示や周知を進めていって欲しい。」 説明は以上となります。
会長	ありがとうございます。 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
委員	(ご意見・ご質問なし)
会長	次に、(2) 門真市一般廃棄物処理基本計画(素案)に係るパブリックコメント結果について 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、次に議事(2)の門真市一般廃棄物処理基本計画(素案)に対するパブリックコメント結果についてご説明いたします。 資料2をご覧ください。 前回の環境審議会でのご意見等を踏まえ、変更を加えた一般廃棄物処理基本計画(素案)について、12月6日から1月8日までの間において、ホームページで公表するほか、4の閲覧場所に閲覧できるよう配置しまして、パブリックコメント手続

	きを実施しました。また、パブリックコメントを実施していることについては SNS 等で発信しました。 結果としましては、市民の方からいただいた意見が 1 件だけでした。 内容としましては 7 点ございます。 1 点目は、「町のそこかしこ、特にコンビニ、公園周辺のポイ捨てごみが目立ちます。予防策として比較的早急に路肩に公共のごみ箱の設置と、市民のマナー向上を促す政策が求められます。」との内容でした。 意見等に対する市の考え方としましては、「ポイ捨て防止については、マナー向上のための啓発や環境教育に取り組むほか、市が清掃用具の貸与及び支給を行い、活動中に回収したごみの収集・処理を行う美化サポート・プログラム「さわやか・ロード」事業や市内統一清掃活動である「キラッとかどま」等を実施しています。引き続き、市民・事業者と協働して町の環境美化活動推進に努めてまいります。なお、公共のごみ箱を路肩等に設置することで、かえってごみ箱周辺にごみが散乱する、不法投棄が増加する、家庭ごみが捨てられるなどの悪影響が懸念されます。」としました。 2 点目は、「複数個所に渡り「回収できません」のシールが貼られた粗大ごみが数か月に渡り放置されていて、先ずはそれら放置ごみを早急に回収したのち粗大ごみ処分にアクセスしやすい仕組みと告知が必要と思われます。」との内容でした。 意見等に対する考え方としては、「適切なごみの出し方に係る周知・啓発を行うために、誤ったごみの出し方をされているごみには回収できない旨のシールを貼り残置する取り組みを行
--	---

	っています。ご理解いただきますようお願いいたします。また、粗大ごみの処分方法については、ホームページ等で周知しておりますが、引き続き、分かりやすい周知及びアクセスしやすい仕組みづくりに努めてまいります。」としました。 3点目は、「家庭ごみを回収日前日の夜からでも出しやすいように、コミュニティ用の大型蓋付きダストボックスの設置、あるいは世帯ごとに出せる蓋つきのペールで回収するといった仕組みにしてもらえると助かります。」との内容でした。 意見等に対する考え方としては、「ご意見は、今後の施策を検討していく際の参考とさせていただきます。」としました。 4点目は、「とにかくごみをしかるべき場所に出しやすい仕組みと環境作りが必要です。」との内容でした。 意見等に対する考え方としては、「ごみを出す場所については、地域の実情に合わせて、戸別収集、ステーション収集に対応しております。」としました。 5点目は、「家庭から出る野菜くずなどの生ごみを有効利用（コンポスト等）するための講座やワークショップの誘致を提案します。」との内容でした。 意見等に対する考え方としては、「本計画（素案）におきましても53ページ（3）環境教育・啓発等に関する主要な施策の中で、「環境学習推進講座の実施」を掲載しております。ご意見は、講座内容を検討する際の参考とさせていただきます。」としました。 6点目は、「資料に、リサイクルは民間業者に委託するとありましたが、どこの業者が、幾らで、どのように、どれだけ請け負っているのかが不透明です。民間業者とはいえインフラに
--	--

	関わる事なので数字はちゃんと公開するべきです。」との内容でした。 意見等に対する考え方としましては、「リサイクルに関する委託業者名、契約金額等については、市の HP 及び情報公開コーナーで公表しています。また、再資源化処理量については、決算附属書類で公表しています。」としました。 7 点目は、「門真市の水道水の塩素と PFAS/PFOA 濃度をしっかりと監視して数値を都度公開してください。」との内容でした。 意見等に対する考え方としましては、「本市の水道水は大阪広域水道企業団より全量受水しています。有機フッ素化合物 PFOS 及び PFOA の測定については、大阪広域水道企業団が定期的の実施し、測定結果を当該 HP で公表しています。なお、本市におきましても、水道法に基づき水質検査、水質基準項目を実施し、市 HP で公表しています。」としました。 説明は以上となります。 会長 ありがとうございます。 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。 委員 パブリックコメントの回答ですが、この 4 番、6 番、7 番に関しましては、書いてあることをよく読んでくださいみたいなところもあると思うのですね。元々、環境省より平成 20 年 6 月 19 日付で通知されたごみ処理基本計画策定の指針が出ているのですが、そういうのを受けて、一般廃棄物処理基本計画を
--	---

	各市町村さんがされているとは思いますが、確かにパブリックコメントの中でもそれはそうだなっていうところはあるのですよね。 例えば1番、箇条書きで失礼いたしますと書かれている中で市民のマナー向上の政策が必要ではなかろうかというところは、まともな意見だなと思いますよね。 それに関して門真市さんきちっと回答されているかなと思います。 2番の部分に関しましてはですね、粗大ごみが放置されていく中で、例えば粗大ごみチケットを買って、粗大ごみに貼り付けて、何月何日に回収してくださいよという仕組みも門真市さんもその仕組みはありましたかね、なかったですかね。 他市では確かあったと思うのですが、他市の事例を発表しますとコンビニ等で粗大ごみ券を売っているのです。それを買って、粗大ごみに貼り付けておけば、直営ないし委託の業者さんが取りに来られるという仕組みはあるのです。 そういうことに踏み切ったとて、例えばコンビニでそういう粗大ごみ回収券を買われるにしても、何か個人情報とまでいくとちょっとおどろおどろしい言い方になるのですが、シリアル番号か何かを貼って、そのごみを誰が出したのかっていう特定できるようなトレーサビリティも検討する必要があるなと思います。 「回収できません」のシールを貼って残置しても、結局そのまま放置されたら、最終的には行政の税金を使って、回収しないといけないということになってくるのですが、なかなかのジレンマかなと思いますね。
--	---

	将来的には、他市で事例があるような粗大ごみ券なんかを作って対応される際には、最低でも誰が捨てたかというようなことは、ご理解できるようなものにしていければいいのかなと思います。 この3番の大きなごみ箱を用意してほしいという話ですが、そのようなことをしたら余計にごみが増えるような気がするので、これもどうかとは思いますが。 5番目のコンポストですが、確かに最近増えてきて良いことだとは思いますが、我々コンポストもプロでやらせてもらっていますので、発酵させるには、最低4 m³の生ごみがいりますから、ご家庭の庭とか、あるいはベランダなんかでやられると、二次的に環境破壊、大気汚染も出てくると思いますので、このあたりは、簡単に説明されるわけにはいかないのかなと思います。 大がかりなことをする必要もないでしょうし。例えば、廃校になった学校の運動場を利用して作っていったらどうかなんて言われる方もいるのですが、そもそも作られた肥料、堆肥をどこで処理するかという問題がおきましようから、その辺りは意見に対して、きちんと回答されていく必要性もありますが、ちょっとぼやかしておく方がいいかなとは思いますが。 6番のリサイクル業者に委託って書いていますが、これも先程申し上げました環境省の通知の中で、適正な費用負担というようなことは、書いてあるわけです。リサイクルってお金になるのでしょうかと言われる人がいるのですが、 空き缶を集めているおじさんは、スーツ着てやってないでしょと僕はよく言うのですが、リサイクルするにしても適
--	--

	正なお金は支払っていただく必要がある。この質問者の方は、インフラに関わるべきことなのでと書いているのですが、はつきり言いまして、そんなに貰っていないと思うのですね。門真市からペットボトルを買い取って、資材にされている会社さんも門真市から高い金額を取ってやっているとは思いませんし、もちろん入札の流れの中で、契約されているのですが、何かそういう背景的に嫌味のような、悪意のようなものが見え隠れするのかなと。 この件に関しましても門真市は堂々とホームページに記載していますよと答えられているのでいいのかなと思います。 7番に関しても同じだと思います。 そのあたりにもきちんとお答えされているので、問題ないのかなと思います。 私からは以上です。
会長	ありがとうございます。 特に回答を求められたということではないと思いますが、事務局コメント等あればお願いいたします。
事務局	ご意見全体として、感想のような形でご発言されたのかなと思います。 私どもから一点だけ申し上げさせていただければと思います。粗大ごみについては、処理券制度を導入しておりまして、市民の方が粗大ごみの受付センターに電話をされて、予約して、コンビニ等でシールを買っていただいて、指定された日に出していただいたら、直営等にて回収するというシステムにな

会長	っております。 なかなかそれにシリアルナンバーをつけてというようなことになる、大変かなとは思いますが、ご意見はその通りかと思っています。 先程の粗大ごみの処理券ですが、受付番号と日付を記載するようになっております。 はい。 他にいかがでしょうか。 私も1つだけ粗大ごみに関してですが、ご意見として数か月にわたり放置されているというようなご指摘があり、それに対しては仕方がないという回答というふうに受け取りました。 二つありまして一つは実際に粗大ごみが数か月にわたり放置されているというのが事実なのかどうなのかということ。 もう一つは、原則としてそういう不適切なものは回収しないというのは、それはそれでいいと思うのですが、一方で数か月にわたり放置されているというようなことになると、それが原因で、また新たなごみが増えるというようなことや、環境的に好ましくないのではないかというふうにも思います。 少し回答が責任逃れの感じにも受け取ったのですが、そのあたりご意見を聞かせていただきたいと思います。
事務局	先程ご意見いただきました件につきまして、数か月放置されているということなのではございますが、周辺のご家庭から「こういうごみが放置されていますよ」ということでご連絡をいただきましたら、ご連絡いただいた方に「警察へ不法投棄の申し出

会長	をしてください」ということをお伝えし、警察で事件性なしという判断をいただいて業務課にご連絡いただくと回収へ向かうようなシステムになっております。数か月放置というのではないのではないかと思います。 また、粗大ごみ処理券のシールを貼付して出すと、そのまま回収してもらえると、勘違いされている方もおられます。その場合は、啓発と言う意味で少し時間をおいて、ご連絡をいただきましたら「予約してください」ということを申し上げております。 一応ルールとしては持っていることと、数か月にわたりというのは、誤解の部分もあるのではないかと思います。 そこまではっきりと書くのは確かに難しいのかとは思いますが、けれども、こちらとしては知りません的な冷たい回答のように見えたので可能であれば、もう少し何らかの回答ができるのではないかと個人的には思いました。 他に何かありますでしょうか。
委員	先程の件に関してですが、このようなケースで不法投棄かもしれないと近くの住民が思われた際の手続きについては、ホームページなどを探せば出てくるのでしょうか。
事務局	業務課にご連絡をいただき、そのご連絡をいただいた時点で早急に対処するということになります。
委員	もしそういうことがあった場合は、業務課さんの方に相談を

事務局	してくださいねという案内がされているという理解でよろしいですか。
	結構です。あと、ホームページでは、不法投棄されている場所に応じて連絡先を記載しております。 例えば府道上であったりとか、市道上にあったりとかで、それぞれの担当部署が異なりますので、それをホームページ上で整理しております。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	私、自治会長もしているので、何か違法なものが落ちていたら大概自治会長のところに連絡があります。 それで、私が問い合わせをしたりするのですが、「回収できません」というのは、色々混載していて回収できないのか、曜日を間違えて、例えば紙の回収日にペットボトルが出ているとか、そういうのによっても違うと思います。 ごみの内容にもよりますが、大概うちの自治会では、「回収できません」シールが貼っているなどと思ったら次の日にはなくなっています。 やっぱり捨てた人にしかわからないので、多分引いてくれているとは思いますが、ごみの捨て方をわからない方がいらっしゃるのかなと思います。 私、昔にごみの分別方法がわかる冊子をもらいました。 あと、粗大ごみのこれはいくらですという冊子を持っているのですが、今市民の方がどれぐらいそれを持っていて、確認し

事務局	ながらやっているのかなというのを考えたりします。 ごみカレンダーというカラーの何々地区の何曜日は何々の回収日ですというのは、多分、ホームページで見ることができたりや、毎年お正月ぐらいに配られるとは思いますが、昔、粗大ごみの本があったと思うのですが、今もそれは更新されているのかどうかというのをお聞きしたいなと思っております。 冊子につきましては、現在も作成しております。ただ、全市民に配布という形では行っておりません。 市はごみの分別をお願いしておりますので、分別物以外のものが大量に入っている場合については「収集できません」の旨のシール貼って対応させていただき、出された方に引いていただくよう促しております。 ただ、外国人の方が年々居住または就労されて増えてきております。日本語がご理解いただけないという場合もありますので、本年度から4カ国語のごみカレンダーを作成して対応しております。 先程の粗大ごみ出し方の冊子ですけど、ホームページ上に掲載していて常に更新されています。
会長	はい。よろしいでしょうか。
委員	本当は基本計画（案）の答申の所で言おうと思っていたのですが、今の議論の1つは、市民の方への周知の話だと思うのです。後で出てくる答申案にも周知を図るという言葉が結構出てくるのですが、今回のこのパブリックコメントは、お1人

	の意見なのですが、見たら一般的な話もあって、あとこの参考資料の門真市一般廃棄物処理基本計画の後ろにアンケートがついていて、審議会が始まる前に見ていたのですが、巻末資料9-28のところで、情報提供を行っているもののうち、利用したもの、知っているものがありますかいうところに、先程からホームページにというふうにお話があったのですが、これを見ていると、広報の方が見ている方が多いのですよね。 これは2019年なので、今は意識が変わっているかもしれませんが、パブリックコメントは1件だとしても他に色んな問い合わせの記録とかアンケートとか苦情とかを実際見て、どんなふうに周知したらいいのかという戦略を練るのも一つだと思います。 よく見られている広報のところにホームページに行ったらこんなことが書いていますよっていう情報源の情報について、広報を見ている人にホームページを見たらこういうものが書いていますよっていうのを添えて書いておくと、もしかしたら知りたいことがホームページに行ったらあるのだとわかると思うのです。ホームページにあることすらわからない人もいると思うので、後で答申案に出てくるのですが、そういうのを市民の方への理解とか周知という部分の具体的なやり方の一つとして情報源をお知らせするというのを一つ工夫されてはどうかと思います。 たった1人の方のパブリックコメントの意見を緻密に検討しているのはどうかと思うのですが、ただ一般的に市民の方は、よくホームページを見ておられないのではないかというのが結構見受けられます。
--	--

事務局	その辺りもパブリックコメントは決まった回答であるのですが、業務課の方への問い合わせの記録とか、どんなことを知りたいと言って問い合わせに来ているかとか、苦情があるとかを、アンケートの結果でどんなふうに知りたいと思っているかを集計として見せるだけじゃなくて、周知の方法、戦略に使ってくださいと言ったことがあるのですが、ホームページにありますよという情報をまず載せて、実際にホームページへ行ったらわかりにくかったっていうのもあるかも知れないので、その辺は工夫をし、皆さんが求めておられる情報を優先的に載せるというような感じで、周知の方法を検討するというのも一つ今後の課題として検討されてはいかがかなと思いました。 質問じゃなくて意見なのですが、よろしく願いいたします。 以上です。 貴重なご意見ありがとうございます。 おっしゃるとおり市民の方にどのように周知していくかというのは、重要な課題だと思っております。 ホームページを見ていただいたらわかるのですが、なかなかそこにたどり着かない方もいらっしゃると思います。どうしたら情報が正確に市民の方に伝わるかというようなところについては、引き続き参考にさせていただきたいと思っております。 ありがとうございます。
会長	他にいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

事務局	それでは、この件に関しましては終了しまして、次に行きたいと思います。 次に、（３）門真市一般廃棄物処理基本計画（案）について事務局から説明をお願いいたします。 それでは、次に議事（３）門真市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましては、資料５「前回審議会以降の主な変更箇所」を用いてご説明させていただきます。 また、資料３及び資料４の計画（案）の本編及び概要版につきましても、変更部分が判りやすいように黄色のマーカーで着色しておりますので、あわせてご覧いただきますとお分かりいただきやすいかと思います。 資料５は、本審議会及びパブリックコメントにおいていただいたご意見のほか、当方での見直しを踏まえて修正した事項について、主なものを整理した資料となっております。 まず、一般廃棄物処理基本計画１ページの下から４行目、「プラスチック資源循環促進法」と記載していた法律の略称ですが、環境省のホームページでは最近「促進」を外して「プラスチック資源循環法」と記載されておりますので、その表記に合わせました。 概要版１ページも同様に修正しております。 次に、４ページの第２段落目ですが、「大阪シティバス等」の表記を「大阪シティバス及び市営門真南ルートワゴン型バス」に変更しております。 次に、５ページの第３節 人口の第２段落目で、人口推計の出典の記載を修正しました。
-----	--

	次に、13 ページですが、図 2－4 として門真市立リサイクルプラザの写真を掲載しました。 なお、この変更により、図の番号が順次ずれておりますが、説明では図・表のずれの説明は割愛させていただきます。 次に、26 ページですが、1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量の全国類似都市の平均より 176g が 151g の誤りであり、また表 2－5 及び図 2－23 の全国類似都市の事業系ごみ排出量 1 人 1 日当たり 200g が 225g の誤記でございまして、これに伴って、文章の修正や表及び図の値の修正、また図 2－23 の凡例の家庭系ごみの排出量について集団回収量を含む凡例の標記について修正を行いました。 次のページの図 2－24 も凡例を修正しています。 次に、27 ページの第 2 段落目、北河内 7 市との比較の文章に、「家庭系ごみ排出量」は 7 市平均の値を下回っておりますが、を追記しています。 概要版 9 ページも同様に修正しています。 次に、31 ページですが、第 1 節 前回計画の目標達成状況で、平成 22 年 3 月に策定しました前回計画の最終目標年次である平成 31 年度の達成状況を記載する部分であります。現計画策定段階では、令和元年度の実績が未定であったため平成 30 年度の数値で比較しておりました部分を、令和元年度の実績の比較に見直し、31 ページから 32 ページの本文、33 ページ表 2－9 も修正しました。 この変更に伴いまして、34 ページから 37 ページの「実施した取り組み」や、「取り組みによる実績」の欄も見直ししております。
--	--

	次に、44 ページの人口ビジョン、47 ページのプラスチック資源循環法は、先程ご説明したとおりです。 次に、事業所から排出される廃プラスチック類の取扱いに関する記載については、審議会でのご意見を踏まえて、産業廃棄物とする理由を記載しました。 概要版の 14 ページも同様に修正しました。 次に、48 ページの②ごみ処理手数料の見直しですが、審議会でのご意見を踏まえて、ごみ処理手数料を見直しする理由等を追記しました。 次に、50 ページは、出典を最新のものに変更しました。 51 ページは、出典の記載、59 ページは SDG s のロゴマークを見直ししました。 64 ページは、(1) 食品ロス量の推計として項目を挙げて、表 3－3 や図 3－3 にあるように令和元年度から令和 5 年度の食品ロス量を推計するように変更しましたので、文章も修正しています。 72 ページは、食品ロスの課題を発表してもらう等に文言修正しています。 次に 80 ページですが、生活排水の処理形態別人口が誤っていましたので修正しています。 それに伴い、84 ページの表 4－6、88 ページの本文及び表 4－7、図 4－9 も修正しています。 次に 81 と 82 ページですが、令和元年度の処理費用に建設改良費にあたる四條畷市環境センターの大規模改修工事に伴う負担金、四條畷市環境センター運転管理負担金の精算額を除く等を見直し、文章も修正しています。
--	--

会長	次に 86 ページですが、河川等の水質調査結果に合わせて記載を修正しております。 次に 95 ページですが、環境省と大阪府で、注釈 2 の記載内容に差がありましたので、出典を環境省に統一し、環境省の記載内容を合わせて修正しました。 次に概要版 3 から 4 ページですが、審議会での意見を踏まえて、第 2 節 産業の記載を追記しました。また、9 ページでは、審議会での意見を踏まえて、第 4 節 北河内 7 市との比較で、他市と比べて事業系ごみの排出量が多いことを記載しました。 説明は以上でございます。 はい、ありがとうございました。 今のご説明に対して、ご質問、ご意見等あればお願いいたします。
委員	素朴な疑問なのですが、一般市民の方で、この製本タイプ、あるいは概要版タイプを見たい、読みたいという要望はありますか。
事務局	はい、あまりないです。 もうちょっと何か見たくなるような本にしないといけないのかなとは思いますが、あまりないです。
委員	すいません、期待通りの答えを返していただいて。 職業柄これを隅から隅までということではないのですが、拝

事務局	見させていただいております。 もちろん法律で決まっているからやらのあかんという流れは私も重々理解しておりますし、門真市さんは、市民さんが見たいと思うような内容にしていかないと、という話はよくあるのですけれども、どうしても後付けの流れと、それに対して延長線上にこうしていきますよというようなこしらえ方になっちゃうと思うのですよ。 各市町村の特色がありましょうから。 僕が気になったのが、他都市とのごみの比較です。僕は生まれも育ちも門真市で、仕事は守口・門真・大阪市内でやらしてもらっている中で、概要版の9ページのところなのですが、事業系ごみの排出量が突出して多いように見受けられます。実際にそうなのだと思います。 本市の話なのですが、門真市清掃協議会8社の許可業者で門真市内の事業系ごみは取らせてはいただいているのですが、合わせて住居系ですね。我々でしたら個人宅なども取らせていただいていますし、もちろんアパート、マンションなんかも取らせていただいているが、これって単純に我々許可業者が搬入したごみをトラックスケールで測ったものを、全量事業系ごみとして集計されているのですかね。 それとも何かしら別の方法で集計されているのでしょうか。 施設課ですが、事業系のカードを使って搬入していますので事業系ごみの方に集計していると思います。
委員	要は、我々許可業者においてもアパート、マンションですと

	か、ひいては個人宅のごみを取らせていただいているので、それも全て事業系ごみにカウントされているのはいかがなものかというところがあります。 詳しくは手前ども2年に1回作業対象名簿というものを提出させていただいていますので、そこから引き算していただいた数を出していただけたらなというところであります。 それとですね、門真市は163号線の巢本から右見ても左見ても、飲食店が立ち並んでいます。例えば、マクドナルド、ケンタッキー、うどん屋さんからラーメン屋さんまで、ビッグネームは、ほぼ網羅されていると思います。そのなかで昼間人口、この間ようやく門真市は居住人口よりも昼間人口の方が多いという回答をいただいた中で、それもちよっと反映していただければ、これを見られた市民の方が、なぜ門真市は事業系ごみが多いのか、ということの背景がわかるようにきちんと説明してあげた方がいいのかなと思います。 我々、許可業者が運ばせていただいている家庭系のごみが、事業系ごみにカウントされておかしい数字になっているのと、あと門真市においてはもちろん大阪市のベッドタウンでもあるのですが、飲食店も多いので事業系ごみが多い、なおかつ昼間人口が多いのでこういう形にはなりますよというようなところを文言でご説明いただいている方がいいような気がします。 何が言いたいかというと、門真市民にとっては、門真市が努力してないのでは、みたいな言われ方をする中で、そうじゃないのですよ、背景としたら、門真市は確かに観光資源的なものはないかもしれませんが、ベッドタウンとして飲食店なんかも結構充実している街ではありますから多いという裏付けを
--	---

会長	出した方がいいのかなと思います。 あと最初に言いました許可業者の家庭系ごみの家庭ごみへの反映ですよね。 これはちょっと差し引きしてもらう方がいいかとは思いますが。以上です。
事務局	はい、ありがとうございます。 大事なお指摘もいろいろあったと思います。 一方で他市のデータもどうなのかと、いろいろ難しいところも多分あるだろうとも思います。 事務局からコメントあればお願いします。
委員	ご指摘のあったマンションやアパートと言われるような場所に住んでいらっしゃるのは個人であり、そのごみを家庭系ごみではなくて、事業系ごみで集計しているのではないかということとは、おっしゃる通りだと思います。 ただ、大体どこの市さんも許可業者さんが集めてきたごみは、事業系ごみにまとめて集計しています。 事業系ごみと家庭系ごみを分けて許可業者の方に集めてもらうというのが、不可能かと思いますが、それを別に計量するとなるとなかなか難しいことになります。
	すいません、この2年に1回、私ら作業対象名簿を出していて、アパート、マンションの項目でね、町ごとに出させてもらって、朝日町から始め、若い番号の順から、何々っていう対象物件を調べる中で、何々マンションとかあります。

	そこに月に何キロと書かされています。 そこにデータベースあるわけですよ。 言っている意味わかりますよね。
事務局	それはわかりますけど、実績の話をしているので、実績ではない作業対象名簿の数字を反映させるのは難しいと思います。
委員	これは難しいですけども、データベースを出して反映されてないと私らは何をやっているのだという話にもなります。
事務局	作業名簿の見込み量と計量器での実績値には、意味あいの差があります。
委員	差はあります。およその数字になってくるとは思うのですが、今おっしゃった他市でもそうしているとの話は、許可業者が搬入したごみは全部事業系ということでエビデンスがあるわけではないでしょう。 許可業者が持ってくる家庭系ごみも事業系ごみにカウントしているとなったら、途端にその数字が崩れちゃう話になるので、あまりこういうことは言わない方が良いかと思いますけど。私が何を言いたいというと統計的なものもあるわけですから、我々がごみを持っていくときに、これ事業系です、家庭系ですという形で持って行っていないですけど、ある程度、作業対象名簿を見て振り分けてできるのではないのかなっていうことです。

事務局	すいません。 ご意見は参考にさせていただきと思いますが、実情としてはなかなか難しいかなと思っています。 あと昼間人口が門真市は多いというお話がございました。 一般廃棄物処理基本計画の 40 ページを見ていただきましたら、事業系ごみの排出量についてコメントをしております、表の上の文章の下から 2 行目ぐらいのところですけども、 「本市の昼夜間人口比率は 109% と高いことから、昼夜間の市外からの労働者の流入により事業系ごみが多くなっていると推察されます」という記載はしております。 ただそれを概要版の方にも書いた方がいいのではないかなという御指摘につきましてはそうかなと拝聴いたしました。 以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。 統計データ上、大学におきましても色々とデータを比較することはよくやるのですが、一方で本当なのかなとか、自治体によって違うのではないのかとかは、難しいところがあると感じておまして時々話題にはなります。 環境省なども、実態としてなかなか難しいというのも、考えているのではないかと思います。 私もあちこちの審議会に関わらせていただいていますけれども、それぞれのところでそういうようなご意見が出て、認識はそれぞれされていまして、全然認識できてないということではないと思いますので、少しでも良くなっていけばいいかなと思います。

委員	データを受け取る側が見るときに、そういうことも確かに加味しないといけないという意味では、できるだけわかりやすく書いておく方がいいのかもしれないなと思います。 他にいかがでしょうか。 今の話なのですが、正式な書類には書かなくてもいいかもしれませんが、確かに事業系ごみって言われたら、一般市民の方は家庭とは関係ないというふうに捉えてしまいますので、どこかに定義として、「事業系ごみというのはマンション、アパート等による許可業者の収集も含まれます。」とか、それからデータの見方として市町村によったらアパート、マンションが多いところとか事業者が多いところとかがありますので、そこまで詳しく書く必要ないけど、解釈にはそれぞれの市の状況を反映しており、複雑なので数字だけでなかなか議論できないのだということを書くか、せめて定義にマンションとかも含まれますと書き、それは定義なので仕方ないと回答するか。 もし何か問い合わせがあったときには、他市と比較するので一応、事業系ごみが門真市は多いけれども、それは門真市内の飲食、事業所が多いと回答する。 あと、他市ももしかしたら事業所といってもマンションはあったかもしれないし、その辺りのデータがちゃんとあればいいけれども、そういうのを加味して見ていただいた方が、その説明が1個入るだけで、そんな単純に事業系ごみが門真市は多いから減らせという話にはならないと思いますので、どこかに定義でこういうのが含まれますって書いておけば、ものすごく理解が深まるのではないかなと思います。
----	--

	ただオフィシャルに書いたら駄目となれば、広報とかホームページにこういう報告書が出ましたっていうことを周知して、見られる際には事業系ごみはこういう意味を含んでいますよっていう定義をどこかに書くと、それに関する問い合わせが少なくなり、わかってもらえるのではないかなと思いますのでご検討いただければと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。
委員	計画は出されているわけですから、事業系か家庭系かという比率ぐらいは求められた方が、根拠となる数字だと思いますので次の時には、検討されてもいいのかなと思います。 以上です。
会長	ありがとうございます。 今、ご意見を伺っていて思ったのが、いわゆる事業所とかで出る紙ごみみたいなもののような、あまり皆さんの日常とは関係ないごみというのはありますけれども、先程ご指摘があったような飲食店からのごみみたいなものと、食べ残しが出れば全部ごみになっていきますので、事業系ごみと言っても住民の方たちにも責任があるごみだというようなところは、食品ロスあたりでは書かれているかもしれませんが、事業系だからと言って関係ないのではないというようなこともあわせて周知していただくのがいいのかなと思います。 他にいかがでしょうか。

委員	一般廃棄物処理基本計画の中身で、前回欠席していたので言いたいのですが、この計画の 15 ページの中段に DBO 方式により民間委託しましたと書いています。 この DBO 方式や基幹的設備改良工事というのが、一般市民の方は、あまり馴染みのない言葉なので少なくともこの DBO 方式というのは注釈があった方がいいかなと思います。 絶対書いてくださいとは言いませんけど。 それから、18 ページですけど、コメントで不燃ごみと資源ごみは増減を繰り返してといふうになっているのですが、不燃ごみは、このグラフでいうオレンジ色ですね。 増減を繰り返してというよりは、2018 年から減少傾向にあると言って良いのではないかなと思います。 粗大ごみも減少傾向にありますと書いていますが、2021 年から減少傾向にあると言って良いのではないかと思いました。 その下に記載のグラフが事業系ごみですが、例えば 2022 年度のグラフを見て粗大ごみの数字で 32 っていうのが緑の層、資源ごみの数字で 51 というのが黄色の層。 黄色の方が大きい数字なのに緑の方がグラフ上では大きく見えますので確認いただいた方が良いのかなと思います。 次に 25 ページの資源化量のところですけども、ざっくり減少傾向にありますと書かれているのですが、これはピンク色の中間処理後再生利用量というのは、ほぼほぼ横ばいなのかなと思います。 何が減少傾向にあるかという、集団回収量の方が減少しているので、そこは分けて書いた方が良いと思います。 30 ページ、表の 2－8 のごみ処理手数料等の推移ですが、
----	--

	2016 年だけ、特定家庭用機器廃棄物処理手数料っていう金額が載っているのですが、他は 0 なので、なぜここだけ金額が載っているのかの補足があってもいいのかなと感じました。 あと 31 ページですけども、第 1 節前回計画の目標達成状況の 2 行目、最終目標年度の各種ごみ量目標値と書かれているのは、ごみ排出量ではないでしょうか。 31 ページに目標を達成しましたと書かれているのですが、どの目標に対して達成したのかっていうのがわかりにくくて、明確に 2019 年度の目標に対して、達成しましたと書いた方がいいと思います。 32 ページ上の集団回収量について、本文に目標を達成できませんでしたと記載されています。 これは 2019 年度に比べるとすごく減少しています。 資源化量なので多い方が良いので、これは 2019 年度の目標値以上にするという目標に対して、目標を達成できませんでしたというふうに書いた方が良くはないでしょうか。 以上です。
会長	ありがとうございます。 事務局よりご意見があればお願いします。
事務局	非常に細かいところまで見ていただいて本当にありがとうございます。 記載の内容についてはそんなに間違っていないかなとは思っています。 ご指摘いただいた記述の方がより正しいのではないかと思います。

	ればそのような気もいたしますが、現在の記載であながち、間違っていないとは思っております。もう少し丁寧に書いた方がいいのではないかとご指摘についてはその通りかなとは思っています。
委員	ありがとうございます。
会長	確かに間違っていないとは思いますが、参考にして修正すべきところがあれば修正していただければと思います。
事務局	1点補足なのですが、DBOにつきましては巻末資料の6－3用語説明に詳しく書かせていただいております。
会長	巻末に用語解説があるということがわかりにくかったかもしれませんね。 対応できるのであれば、ご検討いただければと思います。 他にいかがでしょうか。 最後になりますのでまだご発言いただけない方で、何かあればご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。 よろしいですかね。 そうしましたら、また終わってからでも、何か気づいたことがあれば事務局にお伝えいただければ、対応なりしていただけるかと思います。 見落とし等があれば、ご指摘いただくのはありがたいことだと思いますので、ぜひお願いいたします。 そうしましたら、本件ここまでといたします。

事務局	次に、（４）門真市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて（答申）（案）について 事務局から説明をお願いいたします。 それでは、次に議事（４）の門真市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて（答申）（案）についてであります。 答申案では、中間見直し案のほか、４点のご意見をいただく予定としております。 内容としましては、審議会においていただきましたご意見をまとめたものとなっております。 まず、１点目の「事業系ごみについては、排出事業者への立入や許可業者搬入ごみの展開検査を強化するなど、ごみの排出ルールを周知・徹底し、産業廃棄物が事業系ごみとして搬入されることのないよう適正処理の指導に努めること。」は、事業系ごみのうち、産業廃棄物に該当するものは、産業廃棄物として適正に処理することを本市の方針として明確にするにあたり、周知・徹底や適正処理の指導を求めるものでございます。 ２点目の「持ち込みごみの廃棄物処理手数料については、ごみの排出抑制のほか、受益者負担の原則から費用負担の適正化を図るため、中間処理に要している費用の半額程度を負担するよう見直しを行うこと。 なお、廃棄物処理手数料の改定に当たっては、事業者等が円滑に対応できるよう周知や準備期間に配慮するとともに、急激な手数料改定による影響を考慮して、令和８年度から 10kg 当たり 120 円とするなど段階的な実施に努めること。 また、粗大ごみの持ち込みについては、不適切なごみの搬入
-----	--

	防止や収集する粗大ごみに処理券制を導入していることとの整合性を考慮し、令和8年度を目途に、収集する粗大ごみと同程度の処理手数料となるよう制度の見直しを行うこと。」は、当方が持ち込みごみ等の処理手数料を値上げするに際し、周知や準備期間の確保を求めるとともに、段階的な実施等を求める内容になっております。 3点目の「家庭ごみ（普通ごみ）の有料化については、市民の理解や協力が不可欠である。家庭ごみ有料化の導入に伴い不法投棄の増加が懸念されることから、周辺自治体との連携が必要であり、各種施策によるごみ減量化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討すること。」、4点目の「プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集については、市民が取り組みやすい分別手法の検討や周知に努め、計画的に実施すること。」は、引き続き検討する施策についての注意的な内容となっております。 参考として、前回の審議会でご審議いただきました素案を添付しております。なお、変更部分にはアンダーラインを引いておりますので、ご参照下さい。 説明は以上でございます。 はい、ありがとうございます。 確認ですが、2番の粗大ごみの処理券のところは、処理券制というふうに新しい方ではなっていて、ここも変更ということでしょうか。 ご指摘のとおりです。
会長	
事務局	

会長	そこの修正を踏まえた上で、ご質問ご意見等お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
委員	許可業者の代表、そして廃棄物減量等推進審議会の委員として参加させていただいている中で、私ども業者としましてはもちろん、私個人としましても今回の審議会に関しては、純然たる処理手数料の値上げ、そうしていかざるを得ないであろうという背景もよくわかった中で、参加させていただいています。 もちろんこんなに物価が高騰するなり、あるいは門真市におかれまして所々理由はあるのですけれども、ごみの減量ですとか分別が進まない中、いろんな意味も相まって、値上げをしていかざるを得ない状況になってきているのかなというのが長年、門真市のごみを集めさせていただいている業者としての思いでもあります。 ただですね、もちろん急激な値上げというのは、中小企業の特に中小の小に分類されるような企業さん、事業者さんにとってはかなりの痛手になるわけですから、そのあたりも踏まえて、重ねて申しますが、周知期間を長く取っていただければと思います。 書きぶりだけの話になるのですが、私も商売がら公文書によく触れるような立ち位置にいます中で、例えばこの下線を引いていただいている「事業者等が円滑に対応できるよう周知や準備期間に配慮するとともに、急激な手数料改定による影響を考慮して、令和8年度から10kg当たり120円とするなど段階的な実施に努めること。」と、これ一般の人が見たら、そうするよというような話ですが、我々よく公文書を見ているか

	ら、「等」とか「努める」という書きぶりは、その結果として努力はしたが、仕方がなかったので「急にします」というような裏返しの手法でもあります。これは意見というよりも切なるお願いなのですけども我々、お客様のごみを持って行って、駄賃をもらうという商売をしています。今回、処理料金の値上げというのはあくまでも消費税的なものと同じ預り金でありましょうから、これに関してはですね、どうしてもそれを一般財源として歳入されていきたいのはわかるのですが、我々が結局のところ、お客さんを1軒、1軒回って、交渉させていただくわけですから、バックアップ体制はぜひとも取っていただきたいなということであります。 そうしないと、あげられません。 それが失敗しますと我々許可業者が吐き出しをして、門真市に支払うという形になってきます。 法的にもどうなのかというところがあります。 これはもう我々、汗をかかせていただきますので、バックアップ体制のほど、よろしくお願いいたします。 今回の審議会に関しましては、私はそのつもりで来させていただいています。 もちろん門真市においては、歳入が減ってきているということをよく聞かされて、わかっています。 ごみ処理料金というのは一般財源として、大きな財布の中に入ると知っています。 もちろんそういうことを踏まえた上で、払う方には払ってもらわないといけません。 また、門真市内ではビッグネームを連ねている会社さんがよ
--	--

	くあるわけですから、そのあたりも責任を持ってやっていただいている向きだと思いますけども、我々許可業者はそういうところとお話させていただく折には、圧力に負けてしまう可能性も出てきます。 そういう折にはですね、門真市さんも「きちっとこれは払ってもらわないと困ります」ということですか、先程も委員の方が言っていたように広報をよくご覧になるわけですので、ホームページには早めにアップしていただくという体制を整えていただければ、何とか我々はお客様を口説いてきて、大きな財布の中に放りこみますので、どうぞよろしく願います。
会長	はい、ありがとうございます。
事務局	前回の審議会でもご指摘をいただいております、周知期間をなるべく取ってほしいと。もちろん周知について、行政としてやるべきことはやっていかないといけないということは、もちろんそうなのですが、今回のごみ処理手数料の値上げについては、現在ごみを1 t 焼却するのに3万2000円ぐらいお金がかかっております。10kg 当たりにすると320円になるのですが、現在、処理手数料としていただいているお金が90円ということで、当然事業系ごみについては、その事業者さんが商売をして、お金儲けをするときに出てきたごみを処理するわけですから、受益者負担ということで必要な費用については負担していただく必要があると考えています。それを全部市民の税金でやるのはおかしいという考え方もありますので、半分

会長	ぐらいはご負担していただかないといけないかなというふうに考えて、今回令和8年度から120円ということで値上げをさせていただきたいとは思っております。その後の話について段階的に検討していきたいと思っております。 ごみ処理について、行政と許可業者団体は両輪だというようによく言われております。一緒になってやっていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。 他にいかがでしょうか。 これまで議論してきた審議会の総意、最終的な提出物となりますので、きちんと合意を取ってこの後の答申を迎えたいと思います。 そういう意味では、何かあれば今のうちに言っていたきたいと思いますがいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 これまで議論を重ねてきたものが、集大成として反映されているということで、こちらを答申として市長に提出するという形で進めたいと思います。 では、今日の審議会が最後となりますが、色々とありがとうございました。 本日も色々ですね、特に周知、それは市民さんへもそうですし、あるいは事業所の方への周知等も含めて、きちっとしていただくということを前提とした上で社会情勢等を鑑みて、このような答申に代えて進めたいと思います。 それでは、本審議会に付託されました「門真市一般廃棄物処理基本計画中間見直し」に係る審議は無事に終えることができ
-----------	--

	ました。 委員の皆様には、長期間にわたりまして、審議会の円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。
司会	ありがとうございました。 なお、最終的な計画の確認や議事録の確認につきましては、日程的な制約もございますので、水谷会長へ一任とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕
司会	ありがとうございました。 それでは、答申の準備に入らせていただきますので、一旦休憩とさせていただきたいと思います。 準備ができましたらお声がけさせていただきますので、よろしく願いいたします。
	〔休憩〕
司会	それでは、ただいまから答申を行わせていただきます。 恐れ入りますが、水谷会長、前へご移動をお願いいたします。 答申書及び門真市一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、水谷会長から宮本市長に答申をお願いいたします。
会長	門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて（答

司会	申) 令和５年８月２日付けで諮問されました「門真市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しについて、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、「門真市一般廃棄物処理基本計画【中間見直し版】（案）」を適当と判断し、別添のとおり答申します。 また、本計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程で述べられた意見や下記事項に十分配慮されるとともに、計画に示される施策について着実に実行されることを要望します。
市長	ありがとうございました。 それでは、市長からご挨拶をいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。 みなさまお疲れ様です。 門真市長の宮本でございます。 審議会で答申いただきましたことに対しまして、御礼とご挨拶を申し上げたいと思います。 先程、会長からお話がありましたように、令和５年８月から４回にわたって熱心にご議論いただいてまいりました。 今回の中間見直しの機会を通しまして、みなさまからいただきましたご意見を行政の中で反映させていただきます。 環境に関わる課題というのは、非常に幅広く、ごみ減量というのは重要なことでもありまして、色々な課題を抱えているところであります。 市民啓発も含めて、的確に周知をしていくことが必要でもあ

司会	りますし、環境の意識啓発というのは、子供たちの学習の段階から、また地域の各種団体のご協力なくして達成できないかなと思っております。 そういう面も踏まえまして、今後より一層、推進していけるように心がけたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 これをもちまして御礼のご挨拶とさせていただきます。 誠にありがとうございました。 ありがとうございました。 それでは、市長は他の公務がございますので、退席させていただきます。
司会	〔市長退席〕 それでは、これをもちまして「門真市廃棄物減量等推進審議会」を閉会させていただきます。 ご協力いただき誠にありがとうございました。 なお、門真市一般廃棄物処理基本計画につきましては、今回いただきました答申をもとに３月末までの印刷、納品を予定しております。冊子が完成次第、委員の皆様にお送りする予定ですので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。 長時間にわたり誠にありがとうございました。